

エブリワン

ケイマン諸島籍/
オープンエンド型契約型外国投資信託/円建て

交付運用報告書

作成対象期間 第17期
(2015年7月1日～2016年6月30日)



第17期末	
1口当たり純資産価格	12,668円
純資産総額	784,529千円
第17期	
騰落率	-10.31%
1口当たり分配金合計額	該当事項はありません。

(注)騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。
以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払い実績はありません。

その他の記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイト(<http://www.sc.mufg.jp/>)の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

ファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求される方は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社までお問い合わせください。

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、エブリワン(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第17期の決算を行いました。

ファンドの投資目的は、日本の株式市場の騰落または金利の動向に関わりなく、投資元本を維持することを目指しつつ、投資元本の成長を提供することです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理運用会社

スパークス・オーバーシーズ・リミテッド

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

《運用経過》

【当期の1口当たり純資産価格等の推移について】



(注)ファンドにベンチマークは設定されていません。

第16期末の 1口当たり純資産価格	14,124円
第17期末の 1口当たり純資産価格	12,668円
第17期中の 1口当たり分配金合計額	該当事項は ありません
騰落率	-10.31%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

当ファンドは、日本の株式に投資しています。期中を通じて30%台半ばのネット・ポジションを保有していたことから日本株式市場が下落したこと、ロング投資のうち主に機械、不動産セクターの個別銘柄が下落したこと、ショート投資のうち主に食品、サービスセクターの個別銘柄が上昇したことが下落要因となりました。

【費用の明細】

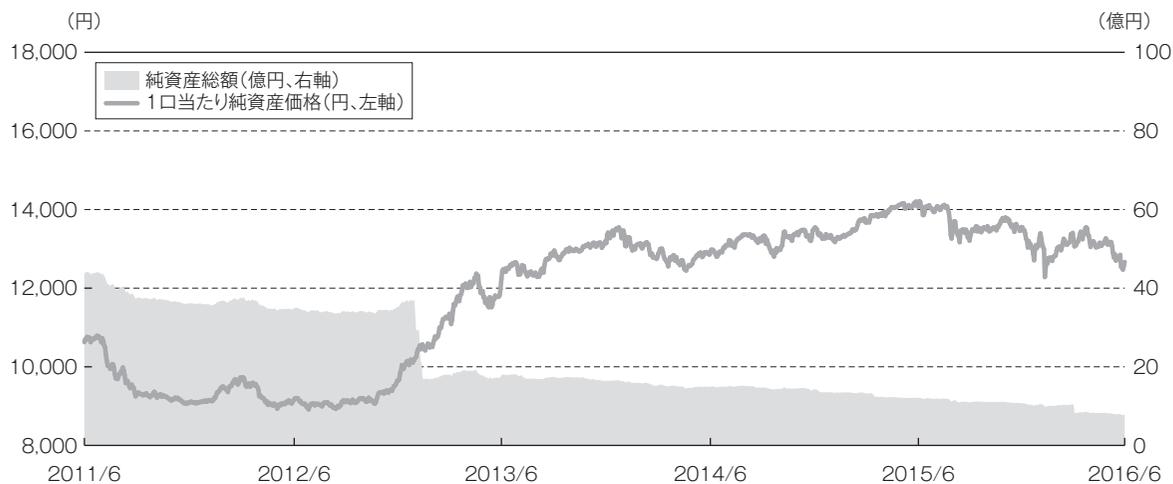
項目	項目の概要										
管理運用報酬	<p>純資産総額の年率1.5% (四半期毎に後払い) 管理運用会社は、ファンド資産の管理運用業務およびファンド証券の発行・販売・買戻業務、代行協会員業務 (目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ファンド証券1口当り純資産価格の公表業務およびこれらに付随する業務)ならびに投資運用・投資助言業務の対価として、管理運用報酬を受領し、管理運用報酬から、投資運用会社および日本における販売会社に対する報酬を支払います。 代行協会員は、管理運用会社から、下記の代行協会員報酬を受領することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの年間平均純資産残高部分</th> <th>代行協会員報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%</td> </tr> <tr> <td>100億円以上300億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満</td> <td>年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上</td> <td>年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの年間平均純資産残高部分	代行協会員報酬	100億円未満	年間平均残高部分×0.5%	100億円以上300億円未満	年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%	300億円以上500億円未満	年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%	500億円以上	年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%
ファンドの年間平均純資産残高部分	代行協会員報酬										
100億円未満	年間平均残高部分×0.5%										
100億円以上300億円未満	年間平均残高部分×0.5%+下記実績報酬の10%										
300億円以上500億円未満	年間平均残高部分×0.6%+下記実績報酬の20%										
500億円以上	年間平均残高部分×0.7%+下記実績報酬の30%										
実績報酬	<p>当該会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格が、それに先立つ各会計年度における最終評価日の1口当りの買戻価格のうち最も高い金額を超えた場合、その超過金額の20%に相当する金額を、各会計年度の実績評価日後速やかに後払いします。なお、実績報酬は、管理運用会社がファンド資産の管理運用業務の対価として、受領します。未払いの実績報酬は、各評価日の1口当り純資産価格の計算時に計算されます。 (注)「評価日」とは、原則として、日本および香港の銀行の通常営業日 (土曜日を除きます。)をいいます。</p>										
受託会社報酬 および登録事務 代行会社報酬 (※)	<p>受託会社および登録事務代行会社は、ファンドの受託業務および登録事務代行業務の対価として、下記のとおり報酬を受領します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 固定年間保管・サービス報酬およびプライム・ブローカーに委託されている総資産額に基づく金額、ならびに各評価日に発生し月毎に後払いされる受託会社の代理人に委託されている総資産額に基づく金額 (毎月最低1,000米ドル) (ii) 各評価日に発生し、月毎に後払いされる純資産額に基づく年間管理事務報酬 (毎月最低受領額8,000米ドル) (iii) 投資資産の売買についての固定の取引報酬 (iv) ケイマン諸島金融庁に提出する年間税務申告書類の作成についての固定報酬 										
プライム・ブローカレッジ報酬(※)	<p>ファンドまたはファンドの子会社の勘定に寄与する前貸し金の利息およびファンドまたはファンドの子会社のために行う空売りのための借株手数料を、借株業務の対価として、プライム・ブローカーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルに支払います。また、さらに他の報酬が取引額に応じて請求されます。</p>										
監査報酬(※)	<p>ファンドは、ファンドの監査人としてアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドを任命し、その年次監査に関して報酬を支払います。これらの報酬は、監査を行う監査人の仕事のレベルによって、年毎に異なります。</p>										
専門顧問報酬(※)	<p>ファンドは、弁護士その他の専門顧問を随時雇用することができます。これらの報酬は、業務を提供する専門顧問が請求する通常の商業レートで支払われます。一般に、当該報酬は、特定の事柄に関して発生し、事柄の複雑性および要した時間により異なります。</p>										
その他の費用・手数料(当期)(※)	<p>2.00% 支払配当金、保管報酬、配当源泉税、その他費用 (受託会社の年間報酬を除く。)</p>										

(注1) (※)を付した報酬・費用は、ファンドの規模や運用による取引量に応じて異なりますので、事前に料率や上限額を表示できません。

(注2) 上記の手数料・報酬等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(注3) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

【最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について】



	第12期末 (2011年 6月末日)	第13期末 (2012年 6月末日)	第14期末 (2013年 6月末日)	第15期末 (2014年 6月末日)	第16期末 (2015年 6月末日)	第17期末 (2016年 6月末日)
1口当たり純資産価格 (円)	10,627	9,171	12,234	12,906	14,124	12,668
1口当たり分配金合計額 (円)	該当事項はありません。					
騰落率 (%)	-	-13.70	+33.40	+5.49	+9.44	-10.31
純資産総額 (千円)	4,377,086	3,492,501	1,774,468	1,490,610	1,207,305	784,529

(注) ファンドにベンチマークは設定されていません。

【投資環境について】

当期の日本株式市場は当ファンドの参考指数であるTOPIXで見ると、期首に比べ23.6%の下落となりました。

(期首～9月末)

期首は、良好な企業業績に加え、為替市場でドルに対し125円台まで円安が進行したことで更に業績が改善することを期待して日本株式市場は上昇しました。しかしその後は、中国経済の減速に対する懸念、米国の金融政策に対する不透明感の高まりに加え、独フォルクスワーゲン社の不正問題から世界的に自動車株や機械株が売られ、日本株式市場は下落しました。

(10月～2月初旬)

TPP交渉の大筋合意で景気先行きに対する過度な不安感が薄れたことに加え、世界的な金融緩和の動きにサポートされたことで一時的に上昇する局面もありましたが、米国の利上げが行われたこと、中国経済の減速懸念が高まったことや、原油相場が大きく下落したことにより新興国経済への懸念が高まり日本株式市場は大きく下落しました。1月末に日本銀行がマイナス金利の導入を発表したことで一時的に反発しましたが、欧州での金融不安、世界的な景気減速に対する懸念から再び下落基調となりました。

(2月中旬～期末)

日本銀行の追加的な金融緩和策への期待の多寡に左右される不安定な相場環境が続いたうえに、米国経済の見通しに対する不透明感や、円高の進行による企業業績の減速懸念、英国の国民投票でEU離脱が支持されたことで政治リスクへの懸念が高まったことから日本株式市場は下落しました。

【ポートフォリオについて】

当ファンドでは株価に対して企業の価値が割安な銘柄にロング・ポジションで投資を行い、反対に割高な銘柄にショート・ポジションで投資を行うことで株式市場の影響を小さくしながら個別銘柄投資の成果を享受できるようポートフォリオを構築しています。

当期においては、期の前半は40%程度のネット・ポジションの水準を概ね維持しましたが、株式市場の下落リスクの高まりを受けて9月に一時的にネット・ポジションを引き下げました。期の後半からは為替市場の円高進行や海外景気の不透明感を背景に2012年から続いてきた企業業績の拡大基調が転換したと判断し30%台前半までネット・ポジションを引き下げました。

※ネット・ポジション＝ロング・ポジション－ショート・ポジション

(主なプラス要因)

- ・ロング・ポジションでは、パソコンやスマートフォンのサポートサービス事業がけん引し事業規模、収益性が拡大したピーシーデポコーポレーション、グローバルでの抗がん剤の売上が順調に拡大していることが評価された小野薬品工業が高騰しました。
- ・ショート・ポジションではインバウンド旅行者の消費需要が一服したことで成長見通しが引き下がった小売株、中国の成長鈍化でアジア市況が低迷し輸出採算が悪化した鉄鋼株が下落しプラスに寄与しました。

(主なマイナス要因)

- ・ロング・ポジションでは、為替市場での円高進行で海外事業の採算が悪化することや買収した欧州企業との統合効果が従来予想されていたよりも遅れる見通しとなったDMG森精機、発電や客船事業で製品の不具合や不採算工事が長期化した三菱重工業が下落しました。
- ・ショート・ポジションでは、料金体系の見直しで減少してきた客数が反転に転じたことで評価が高まったサービス業の銘柄、販売価格の引き上げ、商品点数の絞り込みでコスト改善が進んだことを評価して上昇した食品株がマイナスに影響しました。

【分配金について】

該当事項はありません。

《今後の運用方針》

当ファンドでは株価に対して企業の価値が割安な銘柄にロングで投資を行い、反対に割高な銘柄にショート投資を行うことで株式市場の影響を小さくしながら個別銘柄投資の成果を享受できるよう投資を行います。株式市場では株価純資産倍率が1倍を大きく下回った割安な企業があると同時に、必ずしも成長性が高くない企業が業績の安定性の高さを評価して割高な水準となっていることが数多くみられます。綿密な企業調査を行い、企業価値に対して株価が割安に放置された企業に投資を行う一方で、業績に比べて株価が割高な水準まで上昇した企業や、遠い将来の期待まで織り込んで株価が上昇した企業にショート投資を行い、優れた投資パフォーマンスを追求いたします。

今後とも引き続きご愛顧を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

《お知らせ》

運用報告書(全体版)について電磁的方法により提供するための所要の信託証書の変更を行いました。

(変更適用日:2015年12月25日)

《ファンドの概要》

ファンド形態	ケイマン諸島籍／オープンエンド型契約型外国投資信託／円建て	
信託期間	ファンドは、管理運用会社が受託会社の合意をもってファンドの期間を一定期間（ケイマン諸島法で許容される最大まで）延長することを決定しないかぎり、信託証書の日付（1999年6月11日）から20年後に自動的に終了されます。（なお、ファンドは、1999年7月2日に運用が開始されました。）	
繰上償還	<p>受託会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理運用会社が強制的に解散させられた場合 ●受託会社の見解によれば、管理運用会社がその義務を適当に履行することができない場合 ●管理運用会社がファンドの管理運用会社としての行為を中止し、受託会社が続く30日の期間に、管理運用会社の後継者を任命することができなかった場合 <p>管理運用会社は、以下の場合、ファンドを終了させることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの純資産総額が2億円を下回った場合 ●ファンドの存続が違法であるとされる法律が採択された場合 ●管理運用会社の見解によれば、ファンドの存続が不得策で非実際的であるとみなされる場合 	
運用方針	日本の株式市場の騰落または金利の動向に関わりなく、投資元本を維持することを目指しつつ、投資元本の成長を提供することを目的とします。その目的達成のため、過小評価されている日本の株式等の買付け（ロング）および過大評価されている魅力の乏しい日本の株式の空売り（ショート）を行います。	
主要投資対象	管理運用会社は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「投資運用会社」といいます。）の助言を受けて、主として日本の普通株式およびこれに関するデリバティブ証券についてレバレッジを設定し、リスク管理されたロング・ポジションとショート・ポジションを設定することによって、ファンドの投資目的を達成することを追求します。ロング・ポジションは、普通株式および転換社債、ワラントおよびオプションなど普通株式を対象証券とする円建てのさまざまなデリバティブ証券からなります。ロング・ポジションは、日本の金融商品取引所に上場されている有価証券および未上場有価証券（ただし、店頭取引されるものに限ります。）を含みます。	
ファンドの運用方法	<p>管理運用会社は、ファンドに対し、管理・運用業務を提供しています。</p> <p>投資運用会社は、管理運用会社に継続的に投資方針ガイダンスを提供するとともに、ファンドのポートフォリオの投資助言を行っています。</p> <p>投資運用会社は、特定の投資案件助言のため「投資政策委員会」を活用しています。「投資政策委員会」は、原則として月2回開催するほか、市況の変化など必要に応じ臨時に開催します。ファンドマネージャーは、「投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、実際の投資活動を行います。</p> <p>「投資政策委員会」は、運用調査部門、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成されています。</p>	
主な投資制限	ロング・ポジション	ファンドのロング・ポジションによる投資価額はファンド純資産価額の100%を超えることができません。また、一つの会社または団体の発行する証券についてのファンドのロング・ポジションは、ファンド純資産価額の20%を超えないものとします。
	ショート・ポジション	ファンドは、ファンド純資産価額の100%を超えて空売りをしません。さらに、ファンドの保有する一発行会社が発行した証券のショート・ポジションの価額は、ファンド純資産価額の10%を超えることができません。
	レバレッジ	ファンドの投資金額はファンド純資産価額の200%を超えることができません。
分配方針	ファンドの方針は、収益を累積することです。通常の状況においては分配を行うことは予定されていません。従って、ファンドが受領した収益（配当、利息、その他の形式を問いません。）は、累積されファンド証券の純資産価格に反映されます。	

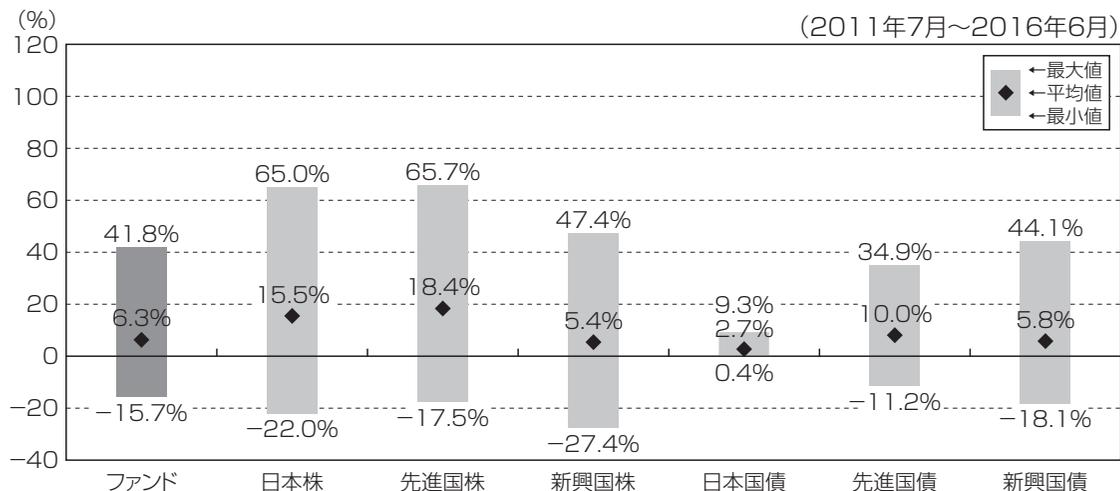
《参考情報》

【ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較】

下記グラフは、2011年7月～2016年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



(ご注意)

- ・ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における1口当り純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

●日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

- ・東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。
- ・東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用を停止する権利を有しています。

●先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

●新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

●日本国債：NOMURA-BPI国債

- ・NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。

●先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLC により開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●新興国債：シティ新興国市場国債インデックス (円ベース)

- ・シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLC により開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

《ファンドデータ》

【ファンドの組入資産の内容】

(第17期末現在)

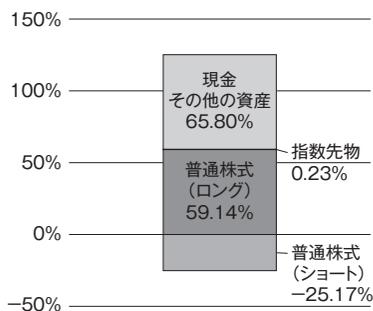
● 組入上位資産

(組入銘柄数: 89銘柄)

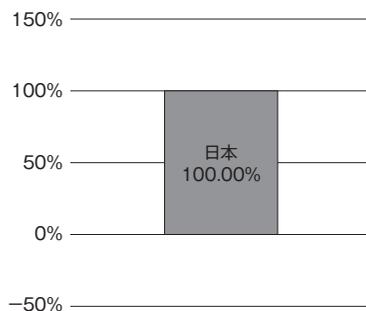
上位10銘柄	組入比率(%)
ピーシーデポコーポレーション	2.58
学情	2.46
サンフロンティア不動産	2.33
三菱重工業	2.28
FPG	2.25
旭化成	2.17
大同特殊鋼	2.09
ニトリホールディングス	2.04
サムティ・レジデンシャル投資法人	1.98
三井住友トラスト・ホールディングス	1.93

(注) 組入比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。以下棒グラフも同様です。

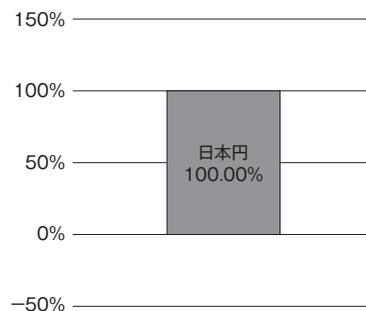
● 資産別配分



● 国別配分



● 通貨別配分



(注1) 上記棒グラフには、四捨五入した比率を記載しているため、全資産の比率の合計が100.00%にならない場合があります。

(注2) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

【純資産等】

項	目	第17期末
純	資	産
資	産	総
総	額	784,529千円
発	行	済
済	口	数
		61,928口
1	口	当
当	た	り
		純
		資
		産
		価
		格
		12,668円

第17期		
販売口数	買戻口数	発行済口数
0 (0)	23,551 (23,551)	61,928 (61,928)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。